

自分たちのまちを自分たちの手で守るために
犯罪のない安全・安心まちづくり条例の施行

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことは市民みんなの願いです。全国的に見ると、ここ数年、犯罪件数は減少傾向にあります。犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、振り込め詐欺や子どもが巻き込まれる事件が多発するなど生活に対する住民の不安は以前より広がっています。

犯罪を未然に防ぐためには、警察に頼るだけでなく、わたしたち一人一人が防犯意識を高め、市役所、市民、事業者が一体となって、安全で安心できるまちづくりに取り組む必要があります。

こうしたことから本市では「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を12月1日に施行しました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



市役所地域振興課 ☎24-1111

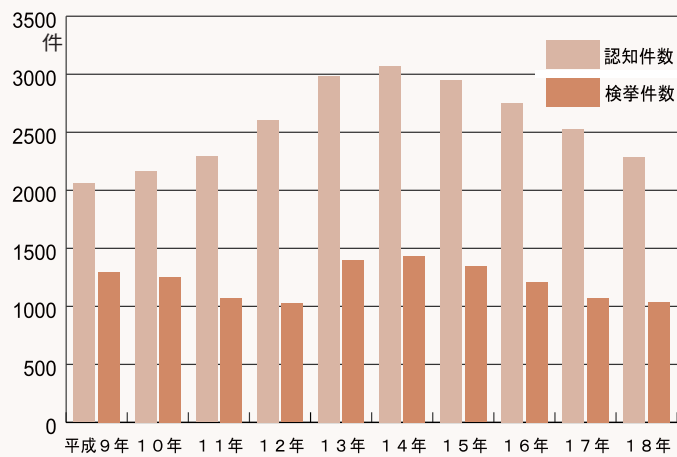
【平成18年刑法犯の認知件数など】

都道府県	人口a (千人)	犯罪認知 件数b	人口10万人当 たりbの件数c (b/a×10万)	cの都道 府県別の 順位
全国47都道 府県	127,770	2,050,850	1,605.1	—
長崎県 (佐世保市)	1,466 (257)	11,148 (2,284)	760.4 (889.8)	45位 —

【平成18年刑法犯の検挙件数など】

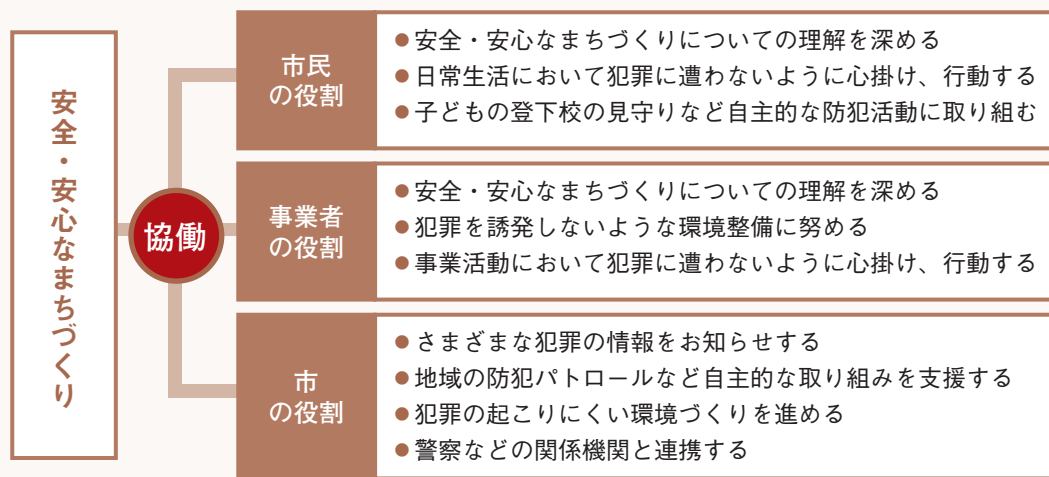
都道府県	検挙件数d	検挙率e (d/b)	eの都道 府県別の 順位
全国47都道 府県	640,657	31.2%	—
長崎県 (佐世保市)	6,125 (1,039)	54.9% (45.5%)	2位 —

【佐世保市の刑法犯の認知件数・検挙件数の推移】



▶長崎県は全国的に見て犯罪が少なく、検挙率が高い状況です。本市の犯罪件数は平成14年以降減少していますが、年間2千件を超える犯罪が認知されています。

【犯罪のない安全・安心まちづくり条例の概要】



※佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の設置

条例では市民、事業者、関係機関などの代表者からなる「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、今後の本市の防犯施策などについて話し合うこととしています。

住宅ローン控除などにご注意を
住民税の主な改正点

地方分権を進めるため、平成19年から国税（所得税）から地方税（住民税；市・県民税のこと）へ税金を移し替える税源移譲が行われ、ほとんどの人の住民税が増加し、その分、所得税が減少しています。このことに伴い次の改正が行われますので、対象となる人は申告してください。

①所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人
 税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。対象者は、平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます（グラフ1参照）。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年2月18日から3月17日までに、「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を、平成20年1月1日現在で本市にお住まいの人は市役所へ提出してください（税務署で確定申告書を提出する人に限り税務署へ提出ができます。表1参照）。

②平成19年に所得が減って所得税が課されない程度
 の所得となった人

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響だけを受ける人は、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します（グラフ2参照）。

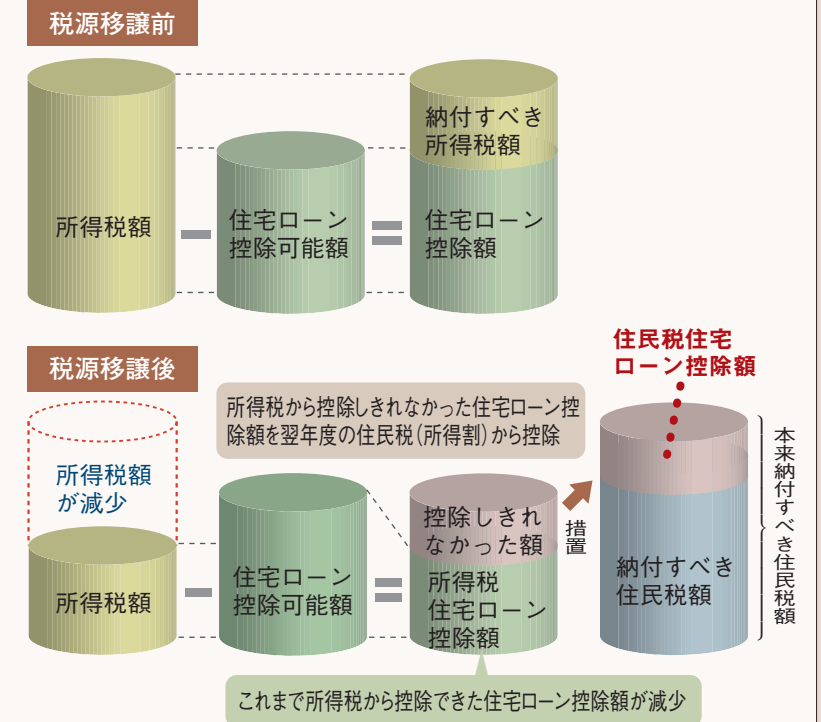
所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要です。平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ、平成20年7月1日から7月31日までに、「減額申告書」を提出してください。

※平成19年中に亡くなった人や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合はこれらの金額を合計した金額）以上になる人に限られます。寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなったりした人には適用されません。

市役所市民税課 ☎24-1111

【グラフ1】



【表1】

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人 (年末調整だけで所得税住宅ローン控除適用の人)	源泉徴収票を添付して市役所へ提出
所得税の確定申告を税務署でする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」は平成20年1月中旬に市役所市民税課、各支所、各行政センター、税務署に設置予定です。

【グラフ2】

